

タクシー利用券を交付します

高齢者や重度の身体障がい等で、移動が困難な方にタクシー利用券を交付することにより、料金の一部を助成します。(申請は令和6年6月3日(月)から受け付けます。)

事業名	大崎町おでかけタクシー利用助成事業
補助対象要件	<p>自動車等運転免許証がなく、下記のいずれかに該当する町民</p> <p>① 75歳以上の方</p> <p>② 下記の手帳をお持ちの方</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳(軽自動車税の減免資格を有する方) 療育(A1またはA2)手帳 精神障害者保健福祉(1級)手帳 <p>③ 介護保険の要介護度が1以上の方</p> <p>※令和6年4月1日以降に上記対象要件を満たすこととなった場合は対象要件を満たすこととなった翌月から補助対象となります。</p>
申請の流れ	<p>補助対象者または代理の方が下記身分証明書をお持ちの上、企画政策課にて申請してください。申請内容確認後、その場で受給資格者証と利用券を交付します。</p> <p><補助対象要件①に該当する方></p> <ul style="list-style-type: none"> 身分証明書(生年月日が分かるもの) <p><補助対象要件②または③に該当する方></p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳や介護保険証等、該当する要件を証明するもの <p>※代理申請の場合は上記と併せて代理申請者の身分証明書をお持ちください。</p>
助成内容	<p>対象者1人当たり利用券72枚(1枚500円、36,000円分)を交付します。</p> <p>※年度途中で対象要件を満たすこととなった場合は月割りで交付します。</p>
利用券を使用できる タクシー事業者	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社野方タクシー 有限会社大隅観光タクシー(みなとタクシー)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 利用券の再発行はできません。 対象者以外の方は使用できません。(対象者以外の方の同乗は可能) 利用期限は令和7年3月31日までです。 利用券の使用に対する釣り銭はありません。

緑の募金のご協力をお願いします

みなさまからご協力いただいた緑の募金は『森林の整備・緑化の推進・普及啓発活動』に役立てられています。大崎町では、各自治公民館への花苗の配布、緑の少年団活動支援等に使用されており、町内の緑化推進・緑化学習活動に貢献しています。

